

平泉文化を高く評価

近藤ユネスコ日本代表部大使が視察



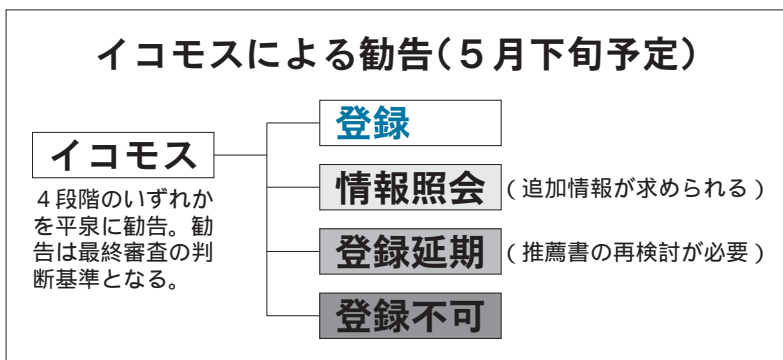
毛越寺の遺水(やりみず)について説明を受ける近藤誠一ユネスコ特命全権大使(右から3人目)



中尊寺経蔵前で報道陣の質問に答える近藤大使。近藤大使は7月にカナダで開かれる世界遺産委員会に、日本代表として参加する

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録審査を7月に控え、国連教育科学文化機関(ユネスコ)日本政府代表部の近藤誠一特命全権大使が3月2日から3日、平泉町などを初めて訪れ、文化遺産を構成する史跡を視察しました。

戦略を練り、委員国に平泉の魅力を訴えていきたい」と意欲を示しました。一方、無形の思想と景観を結びつけて説明する難しさや、年々厳しくなる世界遺産登録の現状についても言及しました。



勧告を出すか判断を許さない」としながらも、勧告で評価が低かった場合には、浄土思想の中の人間と自然の共生などの部分を強調していきたい」と述べていました。

使用申請を受け付けます

シンボルマーク、ロゴ



「平泉の文化遺産」のロゴ



「平泉の文化遺産」のシンボルマーク

平泉観光協会では、「平泉の文化遺産」のシンボルマークとロゴの使用申請の受け付けをこのほど始めました。町民の皆さん、広くお使いください。

録を目指す9カ所の遺産を9つの点で表現。ロゴ「平泉」は書道家の武田双雲さんの書です。使用承認の範囲は、「平泉の文化遺産」のイメージの普及、周知につながると思われるもの。使用したい方は、使用承認申請書に必要事項を記入の上、平泉観光協会へ申請してください。申し込み時に、80円切手をはった封筒を合わせて提出してください。

使用料は無料です。なお使用承認まで、1週間程度かかります。使用承認の基準、事務取扱要領、申請書は、平泉観光協会ホームページにも掲示していますのでご覧ください。

◎問い合わせ先
(社)平泉観光協会 ☎46-2110
◎ホームページアドレス
<http://hiraizumi.or.jp/>
使用申請に当たっては、観光振興に役立つための協力金も受け付けています。



祝賀行事について協議する実行委の出席者

7月に記念イベント 実行委が設立

7月の「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を見据え、祝賀行事を企画する世界遺産登録記念イベント実行委員会の設立総会が2月29日、役場で開かれました。

た。登録決定を受け、平泉町と県、一関市、奥州市、それに3市町の観光協会、県南広域振興局が合同で祝賀行事を開催することが決まりました。

総会には高橋平泉町長と浅井東兵衛一関市長、伊藤正次奥州市収入役、3市町の観光協会代表らが出席。会長に高橋町長を選びました。祝賀行事は7月19、20の両日。初日は旧観自在王院庭園をメイン会場に、郷土芸能や太鼓披露などを予定。第2部では書道家武田双雲さんの記念トーク、姫神の記念ライブも行います。2日目は水かけ神輿を繰り広げます。実行委では今後、祝賀行事の具体的内容を詰めていきます。